

議案第 85 号

北名古屋市下水道条例の一部改正について

北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、災害その他の非常時に排水設備等の工事が円滑に行われるよう、他市町村長の指定を受けた指定工事店が排水設備等の新設等の工事を行うことができるようにするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（排水設備等の施設を変更しない補修程度の軽微な工事を除く。）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 排水設備等の施設を変更しない補修程度の軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。